

JFS プロフェッショナル制度 ロゴマーク取扱規程

1. 目的

本規程は、一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、「JFSM」という)と「JFS プロフェッショナル制度」に登録を行った者(以下、「登録者」という)が、JFSM プロフェッショナル制度 登録者ロゴ(以下、「登録者ロゴ」という)を使用する場合の要求事項について定める。

2. 登録者ロゴの定義

登録者ロゴは、JFSM の登録商標(商標登録第21406401号)と、プロフェッショナル制度登録者識別番号(下記 3.に規定)を組み合わせたものであり、構成は図1に示すとおりである。



図1 登録者ロゴの構成

3. 登録者識別番号

以下に基づく a)とb)の組合せを登録者識別番号とする。

a) 区分記号

プロフェッショナル制度の区分記号を『JFS-P』とする。

b) プロフェッショナル制度 登録者番号

登録者に付与されている7桁の数字を付す。

<例> 『登録者番号 1234557』の場合『JFS-P 1234567』となり、図1のように記載する

4. ロゴ使用者に対する要求事項

(1) 登録者ロゴの表示対象

登録者ロゴ使用者は、JFS 規格の普及・指導等の業務の範囲内において、宣伝及び広告物(パンフレット、業務案内、Web サイト、看板等)及び名刺、印刷物(宣伝活動に関する資料等)に登録者ロゴを表示することができる。

登録者ロゴの表示対象において、JFS プロフェッショナル制度の範囲外となる業務の記載がある場合には、承認を受けている旨を併記すること。

(2) 清刷の使用方法

- 1) 登録者ロゴ使用者は、以下に定める指定のカラーに基づき、ロゴの保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)が特定された電子的画像データ(以下、「清刷」という)を、解像度や色調など品質の低下を招かないよう適切に複製して使用しなければならない。なお、清刷は、JFSM との間で契約を締結した後、JFSM が登録者に

提供する。

- 2) 登録者は、JFSM が提供したデザインに変更(分解、組み替え等)を加えて使用してはならない。
- 3) 登録者ロゴを縮小または拡大して表示する場合は、清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。目視により文字の識別が可能な大きさにまで縮小することができる。
- 4) 登録者は、名刺等においてやむをえず白黒表示とする場合は、以下に記載の白黒印刷用指定のカラーを使用するものとする。



【登録者識別番号】

JFS-P 1234567

使用フォント：Arial Bold

【JFSM と登録者識別番号の比率は 8:1】



(3) 清刷の管理

登録者は、本規程に基づいて清刷を適切に管理し、清刷の保護及び漏洩防止をしなければならない。印刷物等の作成のために下請業者に清刷を提供した場合を除き、第三者に清刷を提供してはならない。

(4) ロゴの使用期間

- 1) 登録者は、JFSM との契約の有効期間に限り、登録者ロゴを使用することができる。
- 2) 登録者に対する承認が一時停止された場合、登録者は、登録者ロゴの使用を中止しなければならない。ま

た、取り消しされた場合、登録者は、登録者ロゴの利用及び配布を直ちに中止し、登録者ロゴを記載した広告物や印刷物等を廃棄しなければならない。

(5) 禁止事項

登録者は、以下のような行為をしてはならない。

- 1) 本取扱規程に反する使用
- 2) JFSM 及び JFS 規格の信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為
- 3) その他、法令や公序良俗に反する使用

(6) 報告

- 1) 登録者は、JFSM からの要請がある場合は、登録者ロゴの使用実態を報告し、登録者ロゴを使用した印刷物等を提出しなければならない。
- 2) 登録者は、第三者が登録者ロゴの商標権その他の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに JFSM に通知しなければならない。
- 3) 登録者は、登録者ロゴの使用に関して第三者との係争、審判または訴訟等がある場合には、JFSM に報告し、その対応を JFSM と協議しなければならない。なお、係争、審判または訴訟等に要した費用(弁護士費用及び訴訟費用等を含む)は、登録者が負担する。

(7) 違反に対する措置

- 1) 登録者がこの文書の要求事項に違反した場合、JFSM は、是正処置の要求、登録者ロゴ使用許諾の取消、違反の公表または法的措置等の適切な処置を講ずる。
- 2) 登録者が登録者ロゴの使用により第三者に損害を与えた場合には、当該登録者がその損害について責任を負い、JFSM は一切の損害賠償責任を負わない。

以上